

養子（単身者）が請求した離縁の裁判が確定し、養子から届出をする場合

養子離縁届

平成29年12月1日届出

石川県珠洲市長殿

受理平成 年 月 日	発送平成 年 月 日				
第 号					
送付平成 年 月 日	長印				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないください。
 届書は1通で結構です。
 この届書を本籍地でない市区町村に出すときは、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も必要です。
 養子が十五歳未満のときは、離縁後に法定代理人となる人が署名押印してください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 裁判離縁、死亡した者との離縁のときは、次のものが必要です。
 調停離縁 調停調書の謄本 認諾離縁 認諾調書の謄本
 審判離縁 審判書の謄本と確定証明書 判決離縁 判決書の謄本と確定証明書
 和解離縁 和解調書の謄本 死亡した者との離縁 許可の審判書の謄本と確定証明書

日中連絡のとれるところ
 電話(0768)82-2222
 自宅 勤務先 呼出(方)

字訂正
 字加入
 字削除
 届出印

字訂正
 字加入
 字削除
 届出印
 証人印

(よみかた)	養 子			
	いしかわ たろう			
氏名	養子氏 石川 太郎	養女氏		
生年月日	平成29年10月31日			
住所	石川県珠洲市上戸町北方1字6番地2号			
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 石川 太郎			
本籍	石川県珠洲市上戸町北方一字6番地2			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 石川 太郎			
父母の氏名	父 珠洲 一郎	続柄	父	続柄
父母との続柄	母 珠洲 花子	男	母	女
離縁の種別	協議離縁 年 月 日成立 調停 年 月 日成立 審判 年 月 日確定 死亡した者との離縁 年 月 日許可の審判確定 和解 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日認諾 判決 平成29年11月29日確定 他			
離縁後の本籍	もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 養子の戸籍に変動がない 石川県珠洲市上戸町北方一字6番地2番 筆頭者の氏名 珠洲 太郎			
届出押印	石川 太郎 印			

(よみかた)	養 親			
	いしかわ さぶろう		いしかわ あきこ	
氏名	養父氏 石川 三郎	養母氏	石川 明子	
生年月日	昭和35年4月21日		昭和40年2月20日	
住所	石川県珠洲市飯田町7部23番地			
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 石川 三郎			
本籍	石川県珠洲市飯田町二部57番地			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 石川 三郎			
その他				
届出押印	養父 印 養母 印			

届 出 人			
(離縁する養子が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資格	離縁後の親権者(父 養父) 未成年後見人	離縁後の親権者(母 養母) 未成年後見人	
住所	番地番号	番地番号	
本籍	番地番号 筆頭者の氏名	番地番号 筆頭者の氏名	
署名押印	印	印	
生年月日	年 月 日	年 月 日	

証 人			
(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です)			
署名押印	名印	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住所	番地番号	番地番号	番地番号
本籍	番地番号	番地番号	番地番号

住定年月日 . .